

第 31 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 2 月 24 日（金）午前 9 時 33 分から 10 時 45 分
2. 開催場所 中央公民館第 1 会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	西田 三郎			
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎	
	3 番	久保田 力雄	4 番	砂坂 浩一郎	
	5 番	小山 幸良	6 番	寺内 秀昭	
	7 番	河野 律雄	8 番	古市 道則	
	9 番	中畠 一三	1 0 番	中之藪 堅二郎	

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	向井 克巳
ハ.	中峯 哲義	ニ.	片板 大作
ホ.	雨田 俊孝	ヘ.	原田 晃生
ト.	小脇 尚武		

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 中園 廣行

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度 31 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地振興係長 山田 直樹

農地振興係 日高 美保

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農地利用最適化推進委員 中園廣行推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第31回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号8番 古市道則委員、9番 中畠一三委員を指名します。
- 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第31号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について、を議題にします。
- 事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画（案）の承認についてです。
令和5年2月28日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権1件・農地中間管理権7件を定めたいので承認を求めるものです。
資料の3ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日を令和5年2月28日とし、始期を令和5年3月1日、終期を令和10年2月29日とするもので、期間は5年で、田 ●●㎡、畑 ●●㎡、合計は●●㎡の1件です。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 A・90歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・50歳で、経営面積は●●㎡です。土地の所在が○○字△△××番、地目は畑、登記面積は●●㎡です。その他田が2筆、畑が12筆、合計15筆、面積合計が●●㎡。さとうきび・牧草・水稻を作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が5年の再設定です。図面は5ページから12ページに添付しております。
以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権1件についての説明を終わります。

続いて、農地中間管理権の設定についてですが、説明の前に資料の訂正をお願いします。

資料 14 ページです。14 ページの整理番号 4 番 C の住所が「〇〇××番地」となっておりますが、「〇〇××番地」に訂正をお願いします。

それでは説明します。

資料は、13 ページをお開きください。

農地中間管理権の設定です。公告年月日は令和 5 年 2 月 28 日、期間は令和 5 年 2 月 28 日から令和 10 年 2 月 27 日までの 5 年間で 6 件と、令和 5 年 2 月 28 日から令和 15 年 2 月 27 日までの 10 年間で 1 件です。

資料 14 ページをお開きください。

整理番号 1 番は、〇〇××番地、D・67 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、E が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇万円で、期間は 5 年の再設定です。

図面は 16 ページに添付しております。

整理番号 2 番は、霧島市△△〇〇番××号、F・92 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、G が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は 10 アール当り〇万円で、期間は 5 年の新規設定です。

図面は 17 ページに添付しております。

整理番号 3 番は、〇〇××番地、H・60 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は玄米〇〇kg の現物渡しで、期間は 5 年の新規設定です。

図面は 18 ページに添付しております。

整理番号 4 番は、〇〇××番地、C・55 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、J が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外 5 筆、地目は田、面積は 6 筆で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇万円で、期間は 10 年の再設定です。

図面は 19 ページから 22 ページに添付しております。

資料は 15 ページです。

整理番号 5 番は、滋賀県野洲市〇〇ー××、K・62 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、L が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は〇〇円で、期間は 5 年の新規設定です。

図面は 23 ページに添付しております。

整理番号 6 番は、中種子町〇〇××番地、M・66 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、L が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外 2 筆、地目は畑、面積は 3 筆で●●㎡、甘しょを耕作します。権

利の種類は使用貸借権で、期間は5年の新規設定です。

図面は24、25ページに添付しております。

整理番号7番は、〇〇××番地、N・80歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、〇が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年の新規設定です。

賃借権及び使用貸借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、11番委員。

11番委員 整理番号4番、Cさんは55歳でまだ若いですが、これは離農を考えているのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事務局 Cさんは、お父さんが田を持っていて、田を継いでいるんですが、〇〇ということもあって、中々耕作ができないため現在他の人に貸しているとのことです。

議 長 よろしいでしょうか。

11番委員 Jさんは親族関係でしょうか。

事務局 JさんはPさんの子です。親族かは分かりません。

11番委員 はい、分かりました。

議 長 他にございませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 ホ推進委員。

ホ推進委員 整理番号6番、Mさんとの使用貸借権はゼロ円のことですか。

事務局 はい。ゼロ円です。

10番委員 奥さん同士姉妹とのことですか。

ホ推進委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：Q、
譲受人：R 外2件を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。
資料の27ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求
めるもので、所有権の移転が3件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は31ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、栃木県那須郡那須町〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Tです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、29ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は37ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 亡U相続財産。(相続
財産管理人 V)

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Wです。

土地の所在が、〇〇字△△××番 外2筆。地目は畑、地積合計は3筆
で●●㎡。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

農地の対価については、面積に関係なく1筆〇〇円です。

この件につきましては、30ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は43ページから添付しています。

以上3件につきましては、2月10日の現地調査により耕作等について
確認しております。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いい
たします。

整理番号1番、3番委員。

3 番委員

説明いたします。所有権の移転ということで譲渡人がQ氏、譲受人がR氏でございます。Qさんは亡くなったXさんの子どもさんです。それから譲受人のRさんですが、先ほど事務局から説明があったとおり、すべての条件をクリアしている様でございます。ただ1点だけ、平成24年1月5日に売買済みとありますが、その当時より現在までQ氏が税金を納めていません。本人に聞いたところ、そのことは言わないということでしたので、話を先に進めてくださいということでしたので、このようになっています。皆さんの審議方よろしく申し上げます。

議 長
8 番委員

整理番号2番、8番委員。

譲渡人のSさん、譲受人のTさんは資料41ページの地図を見ていただけるとおわかりだと思いますが、Yが産業廃棄物処理場を造るということで前から言っておりますが、SさんとTさんの土地を交換することということで、こういうことになりました。

現地を見たんですけど、前はハウスを建てていたんですけど、そこは田んぼに整地されて作れるようになっていました。これも前々から問題だったんですけど、このように交換することになりましたので、よろしく申し上げます。

議 長
7 番委員

整理番号3番、7番委員。

譲渡人の亡U相続財産、亡Uの息子が譲受人ということになります。亡U相続財産の代理をされている方が西之表市のZ、43ページに記載されています。

譲受人と管理をされている方、Wさんの方には自宅に出向いて、夫婦に内容の確認と、今後の対策についてじっくりと話を伺っています。Zの方には、電話で確認をとりましたら、この3条の内容には全く問題ありませんでした。それで、この物件なんですけれども、10日の現地パトロールで確認したところ、3筆とも何十年にわたって耕作をせず、管理もされていなくて、遊休農地化していて大変な状況になっております。それで受ける側の息子さんに計画を聞いたところ、今後の生活を含めて計画性を持って耕作できるようにしていきますという話の確認をしました。

私としても見続けていくことは大事、それで本人に認識してもらう意味で確認の覚書きをとっています。本人に話をしているのが、この件で許可が出ても、1年に1回農地パトロールというのがあって状況確認していくので、基本的な計画からずれることの無いように注意を含めて指導が入るので、将来を見た時に、認可をしてもらった後の内容を注視しながらやっていった方が妥当だという判断を私の方でしております。そういう内容ですので、皆さんの判断を仰ぎたいと思います。

補足としまして、27ページの内容の中に3筆それぞれの対価について、1筆〇〇円になっていきますけど、これはどういうことでしょうかという質問が多分あると思ひまして、Zに確認をしたところ、この物件の価値につ

いてはほとんど無しに等しいという話で、この申請をする時に、法務局、裁判所にゼロ円は認められないという話を受けて、面積の大小はありますが1筆〇〇円という設定をしましたという話の確認をしております。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、11番委員。

11番委員 整理番号2番の所有権移転ですが、これはYとの関連性が、いまいちよく分からなかったんですが、関連があるのかどうか、あるとすればどういう関連づけなのか。

それから整理番号3番ですが、まず1点、これは相続財産となっておりますので、相続に関しては議決事項ではなかったのではないかと。

2点、売買となっておりますから、当然契約書は交わされると思うんですけど、誰と誰の契約になるのか。

3点、それと対価が支払われますので、この対価は誰に支払うのか。これら3点についてお聞かせください。

議長 はい。事務局。

事務局 質問にお答えします。整理番号2番のYとの関連、どういう関係があるのかという質問ですが、40ページを開いてもらってよろしいでしょうか。

40ページを見ていただくと、Yさんが地図の左側に載っているんですけど、以前に会社敷地の下の方に造成するということで農地の取得をされました。それで41ページの地図を見ていただくと、地番は××番と××番、この2筆を前回5条で転用申請されて、許可されています。その際に××番のTさんとSさんの今回の申請地××番を交換するということが上がってきています。今回の申請に関しては、Yさんとの関連はないと思っています。Yさんの施設増設につきまして、付随しているかと思われませんが、関連はありません。

当初、Yさんの施設増設に伴い、Sさんの××番の農地を取得し転用する予定でしたが、必要な面積での申請許可ということで分筆し、××番の土地の一部ということに変更されました。

前回の残りの土地については、Yさんが農業に従事していないということで取得できなかったのが、Tさんに贈与ということでの所有権移転になります。

11番委員 整理番号2番から整理してよろしいでしょうか。ということはYとしては将来的にはここも含めた産業廃棄物敷地としたいという意向があるというふうに判断してよろしいでしょうか。

議長 ここで、懇談に入ってよろしいでしょうか。

(全員賛同)

議長 それでは、懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。続いて整理番号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 整理番号3番についてです。まず相続財産の件について、相続は議決事項ではないのではないかとありますが、この件に関しましては、譲受人は一度相続放棄をしています。その後Vが代理人ということで引き継いでおりますので、相続事項ではないということでお答えします。

続いて2番目ですが、売買なので誰と契約するかということですが、これは現在Vさんが管理されていますので、Vさんとされます。

3番の対価は誰に支払われますかということに関しては、Vさんが管理をしているので、Vさんに支払うこととなります。以上です。

議長 11番委員、よろしいでしょうか。

11番委員 Uさんの相続人はWさんですか。この人だけしかいないのですか。

議長 はい、事務局。

事務局 Uさんの相続人は他にもいらっしゃると思いますが、そこは調べていません。今回の件について相続は関係がないので。

11番委員 関係がないと。

議長 はい、事務局。

事務局 先ほどもお伝えしましたが、息子さんのWさんは相続放棄をされているので、相続の件ではないです。

11番委員 どうして。

事務局 一度、違う人の手に渡っている。それがVの方に亡U相続財産の権利が移動しているので、新たに弁護士さんからの売買ということで、Wさんからの3条申請が出ています。

11番委員 それでは、今日の案件はWさんの持ち分の売買ということですか。

事務局 いいえ、持ち分とかそれではないです。

議長 ここで、懇談に入ってよろしいでしょうか。

(全員賛同)

議長 それでは、懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人：a

を議題にします。

事務局

それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。

資料52ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件です。

それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、南種子町〇〇××番地 a。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

地目は畑。地積は●●㎡です。

工事計画については、令和4年2月から令和5年2月までの1年1ヶ月間。

農地法の許可を得ないまま着工していたため、始末書を提出しております。

資金は、必要経費として造成費〇〇円・建設費〇〇円の合計で 〇〇万円です。資金計画は、全て融資によるものです。

転用目的としましては、牛舎・牧草ロール置場です。

面積につきましては、土地造成が隣接する山林を含めて●●㎡のうち農地が●●㎡、建築物として牛舎●●㎡のうち●●㎡、工作物既存の牛舎●●㎡、その他のロール置場●●㎡、所要面積は隣接する山林を含めて●●㎡のうち農地●●㎡です。

転用事由の詳細としまして、

「現在肉用牛繁殖経営（母牛〇〇頭）を営んでおり、後継者の就農を機に母牛〇〇頭まで増頭計画している。今回、畜産基盤再編総合整備事業を活用し牛舎を建築したい。」とのこと。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、

「造成計画として切土を最高2・67m。これに伴う防除策として、法面保護を行う。用水計画として、公共上水道・排水計画として、雨水処理は水路放流となっています。

なお、申請地は農用区域内、都市計画区域内で、農地区分は「農用区域内農地」であり、許可基準は「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ。

参考資料は53ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、2月10日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。

議長

ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、1番委員。

1番委員

この件につきまして説明いたします。先ほど事務局の説明があったとお

り、この土地については、畜産基盤再編総合整備事業によって畜舎の建設が始まって既に完成をしております。時期を逸しているので、始末書という形で提案しております。55 ページをお開きください。

今回××番ですが、点線で四角に囲われた部分が畜舎です。これは完成しています。××番と点線が重なった部分、ここに畜舎が建っているという状況です。

本人いわく、当初は畜舎自体を××番とか××とか、もっと上の方に建設する予定だったんですが、元々全体的に荒れた土地になっていましたので、建屋全体その他の配置をする時に建設の時点でこちらの方に食い込んできたということです。去年の夏ごろにはまだ建っていませんでしたので、実際それが建つと決まった時に、この調査をして4条申請を先に済ませればこういう問題は起きなかった訳ですが、本人もそこまで考えていなくて、建屋が建ってしまったということです。農地としてはそれ以前から耕作されていない土地だったので、他に利用価値はない所であります。悔やまれるのは事前にやっていたということで、始末書となっております。その辺ご了承の上よろしく申し上げます。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 7番委員 はい。7番委員。
7番委員 61ページの始末書を読ませてもらいました。2点ほど教えてもらいたいですけど、いきさつは今説明があったし、始末書の内容を読めばよく分かりますので、質問としては建物が建っている訳ですけど、この建物が建っている4条の地目変更は済まされている訳ですかね。

議長 はい。事務局。
事務局 4条申請は今回出されていますので、今回の許可が下りてからということになります。

7番委員 承知しました。無知だから教えて欲しいんですけど、この文面の中に「更地状態」という文字があるんですけど、読み方は「こうちじょうたい」でよろしいですかね。

事務局 「さらちじょうたい」と読みます。
7番委員 分かりました。質問撤回します。
（「はい。」の声あり）

議長 11番委員。
11番委員 54ページを見ますと、森林法が申請中となっております。まだ許可は得ていないということだろうと思いますが、面積の●●㎡というのは畑だけだと思うんですけど、森林面積というのは55ページの字図で見るとどこ

になるんですか。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

お答えします。山林の所要面積がどちらになるかということですね。55ページの図を見ていただいて、××番と××番の点線部分が掛かっているんですけど、全体ではなく、その囲み部分になります。××番は農地、××番・××・××・××は全部山林です。なので牛舎自体が××番と××番・××に掛かっていますので、その点線の囲み部分になります。ということで面積を出しています。

11番委員
事 務 局

これは山林の部分が広いという判断ですか。

そうです。山林と農地の間にも山林があるということで、当初は山林を更地にして工事していたんですが、途中で農地に掛かるということで気がついてからの転用申請になります。

11番委員
事 務 局

権利はこの人が持っているんですか。

そうです。農地、山林についてもこの所有者が持っています。

11番委員
議 長

分かりました。

よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

議 長
木推進委員

木推進委員。

はい。今のに付随した質問ですけど、この62ページの図面を見た限りでは、現在の牛舎に見えるんですけど、新しい牛舎というのはどの辺りになるんですか。

1番委員
事 務 局

この下にあります。

発言よろしいですか。62ページの既存の牛舎の左側の囲み部分になります。

木推進委員
議 長

分かりました。

他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第4号 南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の一部改正について、を議題にします。

事 務 局

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。事務局。

資料は別冊の資料になります。議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号は、南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の一部改正について、南種子町農業委員会規程第7条第1項第11号の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。

今回の改正は、昨年町の方で種子島農業公社を脱退したことに伴い、検討会の委員を変更するものです。

それでは新旧対照表により説明しますので、資料をお開きください。

別表中、「公益財団法人種子島農業公社」を「南種子町糖業振興会」に改めます。

これは、これまで農業公社が行ってきた委託関係の事業を現在町の糖業振興会が事業を引き継いでおりますので、改めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、11番委員。

11番委員 糖業振興会は農作業のための重機というのか、さとうきびの刈取りや、植付けの機械類を保有しているのか。受託に耐えられるだけの能力があるのかどうか。

議長 事務局。

事務局 今までは農業公社が受付をして実際やるのは公社が各受託組織の方に割振りをしていましたので、こちらも同じように町糖業振興会が受け付けて各受託組織の方に作業をお願いするという形になります。

11番委員 農業公社は今まで南種子のそういう作業をやっていなかったという判断で良いんですか。

事務局 はい。公社自体では直接行ってやることはなかったです。

11番委員 公社もハーベスタなんかはかなり持っていますよね。

事務局 今、公社が持っているのは中種子町で購入した機械を持っているので。議長、発言よろしいですか。

議長 4番委員。

4番委員 100パーセントではない。私はあちらの評議員もしています。大体は委託する組織としてbを中種子町が作った。さとうきびの収穫とか、そこに公社の機械をほとんどbが買った。ハーベスタなんかを。その時に南種子町にもその話があったが、そうしたら南種子町は既存のハーベスタで十分足りているので、それを買って組織を作るほどのことはないということで、南種子町は必要ないと断ったという経緯があります。それで、きびの刈取りに関しては、bが公社の機能をそのまま受け継いで、それ以外にできないところは、既存の生産組合に再委託という形で仕事をお願いしている。公社が持っているのは水稻のコンバインとか、そういうのは未だに持っています。トラクターも幾らか持っています。そういうのも南種子町に事業を入れたいということで、申請をすると南種子町は拒否をします。要らないということで、中種子町の申請で購入したものが多いたが、前々

のものが残っていますので、第3セクター時代の苗床の資材とか、そういうものが沢山残っています。100パーセントをbがしている訳ではなくて、既存の機械も若干残っていて、それはほとんどが農業公社の所有になっている訳です。南種子町はそこから脱退しましたので、公社からは権利をすべて失っているという状態です。

11 番委員 長谷のハウスや育苗施設はどこに権利があるんですか。

4 番委員 あれは、土地は南種子町のものじゃないんですか。

9 番委員 現在、そういった中身の話は全然していない。町糖業振興会という組織は作っているんですけど、これもまた1年間はそれで事業をやっていくかも知れませんが、もちろん「公社」というものをもっていかなければ事業は継続できなくなるのではないかなと思います。

結局金銭的なものが出てくれば、土地は南種子町の場合、役場所有なので、そういう話が発生しますので、また「公社」というのを立ち上げてやっていくのではないかなと思っています。

また水稻育苗施設としては、色々話をしていかなければいけないんじゃないかなと考えております。

議 長 すみません。この議案の内容は、この機関、団体の名称を変えるのが議題ですので、それについて何かございますか。

9 番委員 これにつきましては名称が変わるのは分かったが、それ以降のことで何か出てくると思いますので、よろしくお願いします。

議 長 決を採ってよろしいでしょうか。

(全員賛同)

議 長 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。